

坂出市沙弥島ナカダ浜等を守る条例（案）の概要

1. 条例の趣旨

（1）基本理念

坂出市沙弥島ナカダ浜等は、柿本人麻呂および中河与一ゆかりの**万葉の島**、香川県指定史跡沙弥ナカダ浜遺跡を有する**古代の浜**、そして瀬戸内海および瀬戸大橋を眺望できる**美観の海**として、文化、歴史、景観に優れた価値を持つ、坂出市が誇る名所です。

また、瀬戸内海国立公園内にあり、**豊かな自然環境**を有するほか、瀬戸内国際芸術祭も開催されるなど、**芸術の里**としての価値も加えられています。

こうしたかけがえのない沙弥島ナカダ浜等を守り、後世に継承していくとともに、安全安心な場所として親しまれるよう「**文化が薫るなごみの地**」として守っていくことを基本理念とします。

※基本理念については、別紙の「基本理念・基本方針」もご参考ください。

（2）目的

沙弥島ナカダ浜等を守り、後世に継承し、安全安心な場所として親しまれるよう、管理者である市、市民・来訪者および事業者の責務を明らかにするとともに、その利用に関して必要な事項を定めるものです。

（3）市の責務

坂出市は沙弥島ナカダ浜等の環境保全や事故防止について、必要な施策を実施するよう努めるものとします。

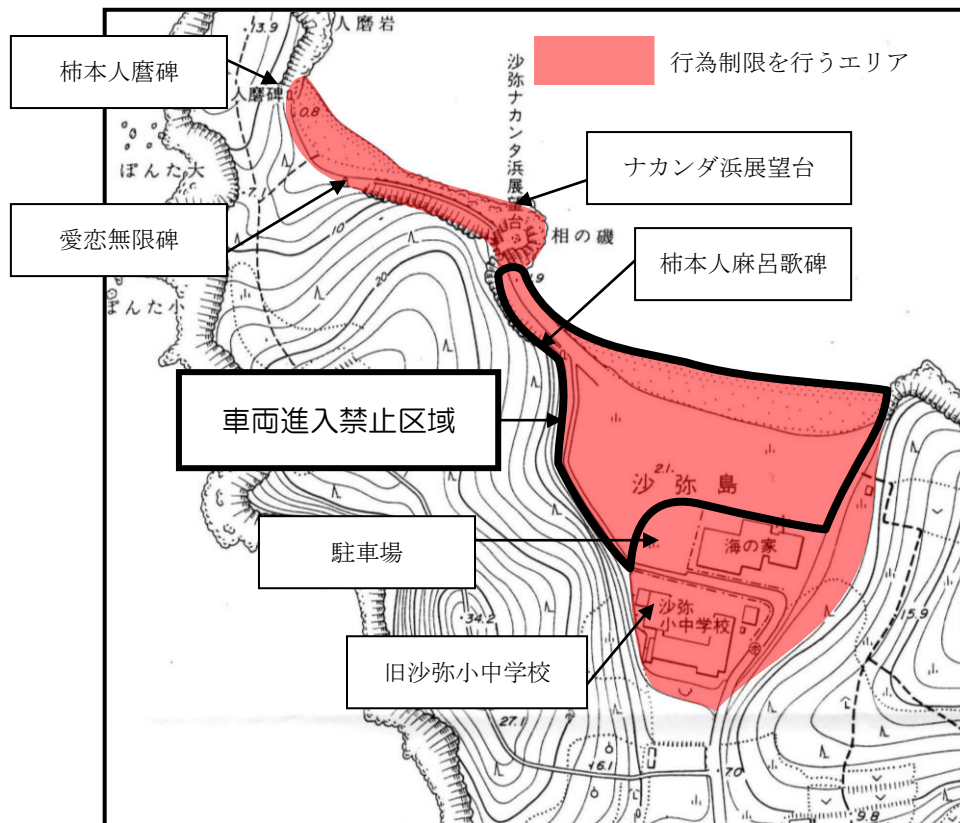
（4）市民等の責務

市民・来訪者および事業者は、沙弥島ナカダ浜等の自然環境、歴史・文化の面で貴重であることを認識したうえで、この場所の美化や環境保全に努めるものとします。

2. 対象となるエリア

本条例では、条例による行為制限を行うエリアを下図のとおりとします。

(概略図)



3. 禁止される行為

本条例では、以下の行為を禁止することとしています。

- (1) 花火
- (2) たき火、バーベキュー
- (3) 車両の進入（管理上必要なものを除く）
※区域は上図参照。

これらの禁止された行為に違反した場合には、教育委員会から行為の中止などを命令することとしています。また、他の利用者に迷惑をかけたり、危険を

及ぼすおそれがあったり，管理上支障がある行為もやってはいけません。

4. 許可を要する行為

本条例では，以下の行為をするためには，教育委員会の許可を受けるものとしてしています。

(1) 競技会，展示会その他興行

(2) 飲食物や物品の販売

また教育委員会は許可を与える場合に条件を付けること，その条件が守られていない場合には，許可を取り消すこと等ができることになっています。

5. 罰 則

禁止された行為について，中止命令に従わなかった場合の罰則を設けることにしています。